

伊老告示第16号

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成20年規則第3号）の一部を改正する規則について、別紙のとおりここに公布する。

令和 7年 9月 5日

伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合

管理者

岡本 章

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成20年規則第3号）の一部を次のように改める。
なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
育児休業等に関する条例施行規則 （趣旨） 第1条 この規則は、育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号。以下「条例」という。）に基づく育児休業等に関し必要な事項について定めるものとする。 第1条の2～第1条の4 略 （育児休業の承認の請求手続） 第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（別記第1号様式）により行い、<u>条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月（次に掲げる場合は、2週間）前までに</u>行うものとする。 <u>(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合</u> <u>(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする同号に規定する地方等育児休業の期間の末日とされた日</u><u>が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地</u>	<u>職員</u>の育児休業等に関する条例施行規則 （趣旨） 第1条 この規則は、<u>伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合職員</u>の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号。以下「条例」という。）に基づく育児休業等に関し必要な事項について定めるものとする。 第1条の2～第1条の4 略 （育児休業の承認の請求手続） 第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（別記第1号様式）により、<u>育児休業を始めようとする日の1月前までに</u>行うものとする。

方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) 以前の日である場合 (3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合 2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。 (削除) (育児休業の期間の延長の請求手続) 第3条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間)前までに行うものとする。 (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。) (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当している育児休業 (3) 条例第2条の4の規定に該当している育児休業 2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。 第4条 略	2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。 3 条例第10条第6号に規定する育児短時間勤務計画書の様式は、別記第2号様式のとおりとする。 (育児休業の期間の延長の請求手続) 第3条 前条第1項及び第2項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。 (新設) 第4条 略
--	---

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出) 第5条 略 2 前項の届出は、養育状況変更届(別記第2号様式)により行うものとする。 3 略 第6条及び第7条 略 (育児短時間勤務計画書) 第7条の2 条例第10条第6号の育児短時間勤務計画書の様式は、別記第3号様式のとおりとする。 第8条～第10条 略 (育児短時間勤務等に係る人事異動通知書の交付) 第11条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して人事異動通知書を交付しなければならない。<u>ただし、第1号及び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日(当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日)が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。</u> (1)～(4) 略 (部分休業をすることができる非常勤職員の勤務日数等) 第12条 条例第19条第2号の規則で定める非常勤職員は、<u>1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で、1年間の勤務日が121日以上であるものとする。</u> (部分休業の承認の請求、第2項申出及び第3項変更の手続) 第13条 部分休業の承認の請求、育児休業法第19条第2項の規定による申出(第3項において「第2項申出」という。)及び	(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出) 第5条 略 2 前項の届出は、養育状況変更届(別記第3号様式)により行うものとする。 3 略 第6条及び第7条 略 (新設) 第8条～第10条 略 (育児短時間勤務等に係る人事異動通知書の交付) 第11条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して人事異動通知書を交付しなければならない。 (1)～(4) 略 (新設) (部分休業の承認の請求手続) 第12条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書(別記第5号様式)により行うものとする。
---	---

同条第3項の規定による当該申出の内容の変更（第3項において「第3項変更」という。）は、部分休業簿（別記第5号様式）により行うものとする。 2 第2条第2項の規定は、部分休業の請求について準用する。 3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第20条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するために必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。 （部分休業に係る子が死亡した場合等の届出） 第14条 略 （雑則） 第15条 略 （別記第1号様式～別記第3号様式 全部改正） （別記第4号様式 一部改正） （別記第5号様式 全部改正）	2 第2条第2項の規定は、部分休業の請求について準用する。 （新設） （部分休業に係る子が死亡した場合等の届出） 第13条 略 （雑則） 第14条 略 （別記第1号様式～別記第3号様式 全部改正） （別記第4号様式 一部改正） （別記第5号様式 全部改正）
--	---

附 則
この規則は、令和7年10月1日から施行する。